

## 個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の 委員会ホームページ上での公表について

### 1. 背景

委員会事務局では、平成28年1月以降、「個人情報保護法質問ダイヤル」を設置し、個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問を受け付け、回答している。

今回、「個人情報保護法質問ダイヤル」によく寄せられる質問及びその回答例を委員会ホームページ上で公表することにより、①個人情報保護法の理解等に関して積極的に啓蒙・広報活動を行い、「個人情報質問ダイヤル」に問い合わせをすることなく適時に回答例を得る機会を提供することになること、②「個人情報保護法質問ダイヤル」に寄せられる質問に対する回答の際に、委員会ホームページ上で公表されている回答例を案内することにより、回答がより丁寧かつ円滑になされること等が期待できると考えられる。

### 2. 質問及び回答例の方向性について

- ① 個人情報取扱事業者向けと個人向けに分けて質問及び回答例を掲載する。
- ② 条文番号の順番にしたがって質問及び回答例を例示する。
- ③ 「個人情報保護法質問ダイヤル」に寄せられる質問が多い順を考慮し、質問数を調整する。

### 3. 具体的な質問及び回答例について

#### ① 個人情報取扱事業者向け

Q： 当社は、家電量販店です。商品を購入してもらった顧客に、懸賞付きアンケートに答えてもらい、書面によって個人情報を取得する予定ですが、個人情報保護法上の留意点はありますか。

A： 個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません（法18条2項）。

もっとも、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合には、利用目的を明示する必要はありません（法18条4項4号）。

そのため、懸賞付きアンケートによって取得した個人情報を、懸賞商品の抽選や懸賞商品に関する連絡・発送等に利用する等、取得の状況からみて明らかな利用目的に用いる場合には、その利用目的を明示する必要はありません。

Q： 他の会社から、以前、当社に勤務していた従業員に関する在籍確認や勤務状況等について問い合わせを受けていますが、問い合わせに答えることはできますか。

A： 個人情報取扱事業者は、例外事由に該当する場合を除いて、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません（法 23 条 1 項）。

そのため、勤務していた従業員に関する在籍状況や勤務状況等が個人データになっている場合には、例外事由に該当する場合や当該従業員の同意（必ずしも書面による同意までは必要ありません）がある場合を除いて、在籍状況や勤務状況等の情報を第三者に提供することはできません。

## ② 個人向け

Q： 改正法が全面施行された場合、高校の同窓会名簿や自治会名簿は作成できなくなるのですか。

A： 改正法が全面施行された場合であっても、高校の同窓会名簿や自治会名簿の作成が禁止されることはありません。

ただし、改正法が全面施行された場合、適用除外規定（政令によって 5 千人以下の個人情報を取り扱う事業者について法の適用を除外）が廃止されることになるため、現在、個人情報取扱事業者には該当しない高校の同窓会や自治会であっても、個人情報データベース等を同窓会や自治会の活動に利用している場合には、個人情報保護法の適用対象となります。

そのため、同窓会名簿や自治会名簿を作成する場合には、①利用目的の特定（改正法 15 条）、②利用目的による制限（改正法 16 条）、③適正な取得（改正法 17 条）、取得に際しての利用目的の通知等（改正法 18 条）、第三者提供の制限（改正法 23 条）等の個人情報取扱事業者としての義務を順守する必要がありますが、その義務を順守しているのであれば、従前と同様に名簿を利用することはできます。

なお、名簿を配布する先の会員が個人である場合には、個人情報保護法の適用はありませんが、会員に対して、名簿の紛失や転売をしないように注意喚起をすることが大切です。

Q： 私は、会社の経理部に所属していますが、営業部の担当者から、取引先の個人情報を受け取りました。この個人情報を経理部で利用することはできるのでしょうか。

A： 同一事業者内で他部門へ個人データを提供することは、個人データの第三者提供に該当しないため、本人の同意なく、提供することはできません。

ただし、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはできません（法 16 条 1 項）。

そのため、経理部で、営業部の担当者が取得した取引先の個人情報を受け取った場合、利用目的の範囲内であれば、利用することができます。

以上